

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令）

総務課
県立学校教育課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要

会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項を定めた教育委員会訓令

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）

2 改正の経緯及び必要性

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年人事委員会規則第2号）が改正されたことに伴い、教育委員会の会計年度任用職員に関する規程を改正する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 夏季休暇取得可能期間を「6月から10月まで」から「5月から11月まで」に改める。（第10条第10号関係）
- (2) 不妊治療のための有給休暇を規定する。（第10条第13号関係）
- (3) 産前・産後休暇を「年次休暇以外の有給休暇」に位置づける。（第10条第14号・第15号関係）
- (4) 配偶者が出産する場合における配偶者の看護等のための有給休暇を規定する。（第10条第16号関係）
- (5) 配偶者が出産する場合における当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のための有給休暇を規定する。（第10条第17号関係）
- (6) 任命権者が人事委員会と協議して定める有給休暇を規定する。（第10条第18号関係）
- (7) その他所要の規定整理を行う。

4 公布日(公報掲載日)及び施行年月日

公布日 令和4年3月31日

施行年月日 令和4年4月1日

5 根拠法令

- (1) 地方公務員法
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
- (3) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表（第1条関係）

沖繩県教育委員会に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(勤務日及び勤務時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。第10条第11号 <u>において同じ。</u>）外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いとき（職務の性質上その遂行の方法を大幅に当該職務に従事する職員の裁量に委ねる必要があるため、当該職務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し所属長が具体的な指示をすることが困難な場合として教育長が定める場合に限る。）は、当該職員について定められた勤務時間勤務したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(勤務日及び勤務時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。第11条第1項第12号において同じ。）外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いとき（職務の性質上その遂行の方法を大幅に当該職務に従事する職員の裁量に委ねる必要があるため、当該職務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し所属長が具体的な指示をすることが困難な場合として教育長が定める場合に限る。）は、当該職員について定められた勤務時間勤務したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める日又は時間</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間</p> <p>(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損</p>

壊した場合 7日以内

- (6) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）その理由の発生している期間
- (7) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (8) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第2の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間
- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間について

- (10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から11月までの期間内における3日の範囲内の期間
- (11)・(12) (略)

もその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間

(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合、所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(新設)

(13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(14) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出した場合、出産日までの申し出した期間

(15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(16) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。)が出産する場合であつてその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(新設)

- (17) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校教育の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における5日の範囲内の期間
- ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員
- (18) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が人事委員会と協議して定める場合、教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

(無給休暇)

第11条 (略)

(削る。)

(削る。)

(無給休暇)

第11条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合、出産日までの申し出た期間
- (2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

<p>(1) 生後1年に達しない子</p>	<p>(3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間に定める同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(5) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>ア 配偶者</p>	<p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p>
<p>イ～エ (略)</p>	<p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者 エ 子の配偶者及び配偶者の子</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(6) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごと</p>

に、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所屬長が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1 週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
(削る。)

イ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び教育委員会が任命する職に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員
(略)

(5) (略)

ア 1 週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
イ 1 日につき所屬長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員
(削る。)

(6) (略)

(7) (略)

に、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所屬長が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1 週間の勤務日数が3日以上とされているもの 又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
イ 教育委員会が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び教育委員会が任命する職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

(7) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について、1日につき所屬長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

ア 1 週間の勤務日数が3日以上とされているもの 又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
イ 1 日につき所屬長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの
ウ 教育委員会が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
(8) 女性の会計年度任用職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
(9) 公務上の負傷又は疾病のため療養するため必要があり、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

<p>(8) (略)</p>	<p>10) 公務によらない負傷又は疾病のため療養のため必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年度において10日の範囲内で必要と認められる日又は時間</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>11) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認めめる期間</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>12) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認めめる期間</p>
<p>2</p>	<p>教育委員会が任命する職（会計年度任用職員を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、<u>前項第4号及び第5号の規定を適用するものとする。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間）</p> <p>(2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）</p>

新旧対照表（第2条関係）

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）	新旧対照表
改正案	現行
<p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(4) 地震、水害、火災その他の災害により外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内</p> <p>(5) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）その理由の発生している期間</p> <p>(6) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間</p> <p>(7) 外国語指導助手の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間</p> <p>(8) 外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認</p>

められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日
の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範
囲内の期間

(9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務
している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活
の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から1
0月までの期間内における3日の範囲内の期間

(10) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむ
を得ないと認められる場合 必要と認める期間

(11) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないこと
がやむを得ないと認められる場合 特定期間において20日の範囲内で必要と認め
る日又は時間

(12) 外国語指導助手が在留資格の手続き等の必要があり、その勤務しないことがや
むを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律
第141号)の規程による保健指導または健康診査を受ける場所 所属長の定める勤
務時間の範囲内(離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等
の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合
にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までに
あつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては、2週間に1回、
妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその
間に1回(医師などの特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間につい
てもその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間

(14) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎
の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属
長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない
範囲内でそれぞれ必要と認める時間
(新設)

(9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務
している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活
の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から1
1月までの期間内における3日の範囲内の期間

(10)～(14) (略)

(15) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務し
ないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(当該通院等が
体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手

(20) 前各号に規定するもののほか、沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める場合 沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める期間

(無給休暇)

第10条 (略)

(削る。)

(削る。)

(1) 生後1年に達しない子

育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(2) (略)

する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手

(20) 前各号に規定するもののほか、沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める場合 沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める期間

(無給休暇)

(新設)

第10条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出生する予定の女性の外国語指導助手が申し出した場合 出生日までの申し出した期間

(2) 女性の外国語指導助手が出生した場合 出生日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が勤務を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(3) 生後1年に達しない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該外国語指導助手が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である外国語指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。)を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において

同じ。)を養育する外国語指導助手が、当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。)のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間

(5) 次に掲げる者(ウ及びエに掲げる者にあつては、外国語指導助手と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護状態にある対象家族」という。)の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う外国語指導助手が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(6) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所屬長が指定する期間(以下この号及び次号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間(以下「介護休暇」という。)

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの 又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 沖縄県教育委員会が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで

(3) (略)

(4) (略)

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの(削る。)

イ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで

に、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び沖縄県教育委員会が任命する職に引き続き採用されなれないことが明らかでない外国語指導助手

(5) (略)

ア 1 週間の勤務日数が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1 日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある外国語指導助手
(削る。)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

附 則

に、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び沖縄県教育委員会が任命する職に引き続き採用されなれないことが明らかでないもの

(7) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該外国語指導助手について、1日につき所属長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

ア 1 週間の勤務日数が3日以上とされているもの 又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1 日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

ウ 沖縄県教育委員会が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(8) 女性の外国語指導助手が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しゅう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合は、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

(10) 女性の外国語指導助手が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

附 則

<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者がこの訓令により外国語指導助手として任命される場合は、従前の職に採用された日からこの訓令により任用されたものとみなして、<u>第10条第1項第4号及び第5号の規程を適用するものとする。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者が引き続きこの訓令による外国語指導助手として任用される場合は、この訓令の施行の日前に任用されていた職（以下「従前の職」という。）に採用された日をこの訓令により任用された日とみなして、第8条の規程を適用するものとする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける外国語指導助手が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、第8条の規程により与えられた年次休暇とみなし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇のうち受けなかった日数がある場合は、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けられることができるものとする。</p> <p>4 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者がこの訓令により外国語指導助手として任命される場合は、従前の職に採用された日からこの訓令により任用されたものとみなして、<u>第10条第1項第6号及び第7号の規程を適用するものとする。</u></p>
--	---